



「試験操業」について



＜今回の試験操業＞

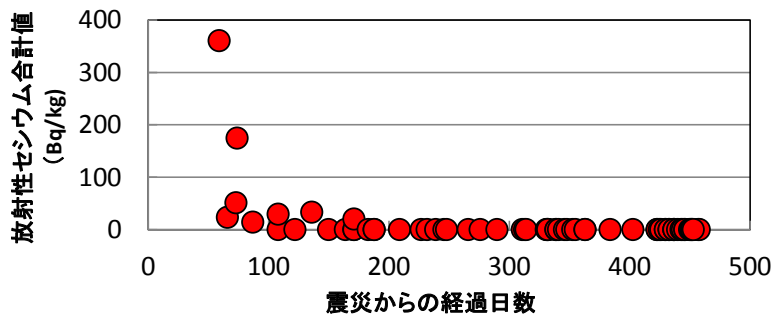
安全性が確保される魚種を対象に、小規模な操業と販売を試験的に行い、出荷先での評価を調査して、福島県の漁業再開に向けた基礎データを得るために行います。

相馬双葉漁業協同組合(以下、相双漁協)では、ヤナギダコ、ミズダコ、シライトマキバイの3種に限定した試験操業計画については、平成24年6月12日の福島県地域漁業復興協議会の承認を経て、平成24年6月18日の県下漁業協同組合長会で正式に承認され、6月22日から当連合会が主体となって試験操業をスタートすることになりました。

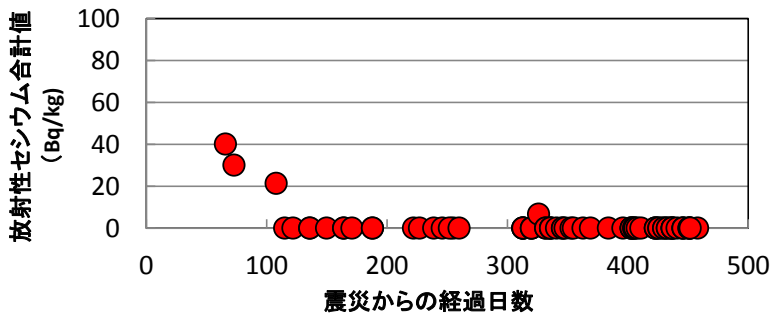


＜魚種の選定について＞

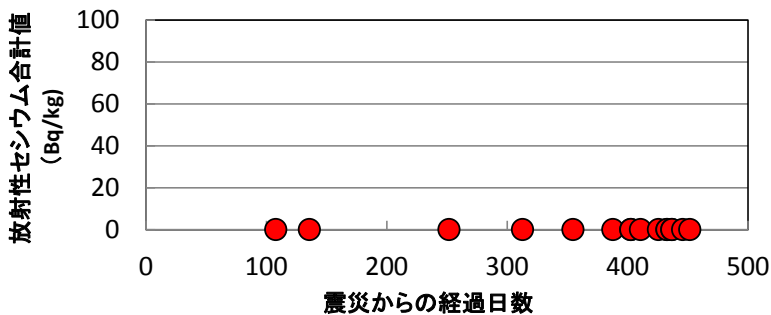
福島県では、平成23年4月以降魚介類の放射性物質濃度についてモニタリング検査を実施してきました。平成24年6月までに163種、4,210検体を検査した結果、種類によっては放射性物質の濃度が低い、あるいは事故直後は高かったものでも時間の経過とともに明らかに低下している魚種がみられています。そのような中から、特に数値が低く、ほとんどが不検出となっているタコ類のミズダコ、ヤナギダコ、ツブ類のシライトマキバイを選定しました。



ミズダコ



ヤナギダコ



シライトマキバイ(地方名マキツブ)

試験操業までの経過概要

- 相双漁協では、漁業者、流通業者を構成員とする「試験操業・試験流通検討委員会」を平成24年3月に立ち上げ、試験操業計画の策定作業に着手しました。同委員会と関係組織(国・県・県漁連等)とで、対象とする魚介類、検査体制、流通方法等について協議がなされてきました。
- 2ヶ月以上にも及ぶ協議の結果、これまでの検査で不検出が連続し、出荷まで生鮮品・加工品の2回の検査ができ、より安全性が確保できる上記3種を試験操業の対象種とすることになりました。
- 検査体制(施設、検査員、自主検査マニュアル)が整備され、6月14～15日に行われた安全性の確認検査の結果、全て不検出(生鮮品10検体、加工品6検体)であったことから、平成24年6月18日に開催された県下漁業協同組合長会において相双漁協の試験操業計画が正式に承認されました。

<操業及び水揚げスケジュール>

- 「対象種」 : ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイの3種
- 「操業月日」 : 操業は6/22、27を予定
- 「操業隻数」 : 1回当たり6隻が操業
- 「操業海域」 : 相馬沖水深150m以深
- 「水揚げ」 : 松川浦漁港の相馬原釜地方卸売市場に夕方5時まで水揚げ

<検査体制>

- 漁協独自の検査施設を整備し、NaIシンチレーションスペクトロメータ2台を設置しました。
- なお、県水産試験場のゲルマニウム半導体検出器でも適宜クロスチェックをしています。
- 県漁連が認定した検査員が、検査マニュアルに基づき水揚げ物を船別・種類別に検査します。



相馬双葉漁業協同組合検査



検査の様子



<加工品の製造と管理>

- 加工は相馬原釜魚市場買受人組合の組合員6社で行います。
- 加工業者は加工した製品を一旦、漁協へ引き渡し、製品は漁協が管理します。
- 漁協は水揚げ物検査と同様に自主検査を実施し安全を確認します。

<販売までの流れ>

- 販売は相馬原釜魚市場買受人組合の組合員21社が行います。
- 販売を希望する業者は、販売計画書を事前に漁協へ提出し、漁協は計画を審査した上で、加工製品、検査結果書を業者へ引き渡します。
- 販売を行った業者は販売報告書を漁協へ提出し、漁協は、販売先、数量、価格等を管理します。

◆ 緊急時対応 ◆

万一、出荷先で基準値を超える事態が発生した場合、漁協はその状況を把握した上で、販売業者・県漁連と連携し、速やかに製品を回収します。また、そのための連絡ルートを予め整備しておきます。